

2 てちょう こうふ 手帳の交付

1 しんたいしょうがいしゃ てちょう 身体障害者手帳

身体障害者の方が、各種の福祉制度を利用するために必要な手帳です。

〔対 象〕 上肢、下肢、体幹、目、耳、言語、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、
免疫、肝臓などに障害がある方
(詳しくは、身体障害者障害程度等級表を参照)

- 〔手 続〕 ① 医師の診断書・意見書
② 申請者の本人確認用書類
③ 申請者の個人番号確認用書類
④ 写真 2枚(たて4cm×よこ3cm)
最近1年以内に撮ったもの
- ご本人が来庁される場合は、上記の① ② ③ ④をご持参ください。
 - 代理人が申請する場合は上記の① ③ ④に加えて、以下の本人確認書類等をご持参ください。
- ※法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人および補助人)の場合
- ・本人と法定代理人の関係がわかる書類(戸籍謄本・後見登記された登記事項証明書など)
 - ・代理人の本人確認書類(運転免許証・身体障害者手帳・個人番号カード等)
- ※任意代理人の場合
- ・委任状
 - ・代理人の本人確認書類(運転免許証・身体障害者手帳・個人番号カード等)
- ※障害等級変更申請の場合は、現在お持ちの身体障害者手帳もご持参ください。

〔問合せ先〕 福祉事務所(区福祉課)(裏表紙)

2 りょう いく て ちょう 療育手帳

知的発達に障害のある方が、各種の福祉制度を利用するために必要な手帳です。

〔対 象〕 児童相談所(裏表紙)または知的障害者更生相談所(裏表紙)において知的障害と
判定された方

〔手 続〕 福祉事務所(区福祉課)(裏表紙)へ以下をご持参ください。

- ① 写真2枚(たて4cm×よこ3cm)
〔顔が確認できる上半身を写したもので、1年以内に撮ったもの〕
 - ② 本人を確認できる書類
 - ③ 個人番号がわかるもの
 - ④ 身体障害者手帳(交付を受けている方のみ。)
- が必要です。

〔問合せ先〕 福祉事務所(区福祉課)(裏表紙)

